

<史料紹介>

山口県文書館所蔵アーカイブズガイドー学校教育編（４）ー

山本明史・和田秀作・金谷匡人

山口県文書館では、所蔵資料を学校教育現場での活用という観点から捉えなおし、授業で活用しやすい形で学校教育現場へ提供する取り組みを平成22年度から行っている。その成果は、『山口県文書館研究紀要』第38号～40号に掲載した。また利活用の促進を図るため、当館WebサイトにもPDFの形式でアップロードしている。本稿はその続編である。

当館は、この資料集が文書館と学校教育現場をつなぐ架け橋となることを願っている。授業実践に関し、学校教育現場と情報の共有を図りたいと考えているので、資料の活用方法等について質問があれば、ぜひ当館に問い合わせていただきたい。

- 項目立ては東京書籍の中学校新課程教科書「新しい社会 歴史」に準拠した。本稿のトピックの番号は、前稿からの通番とした。
- 原稿執筆にあたっては、No.103を和田、No.106、108～117を金谷、No.104、105、107、118～124を山本が担当した。

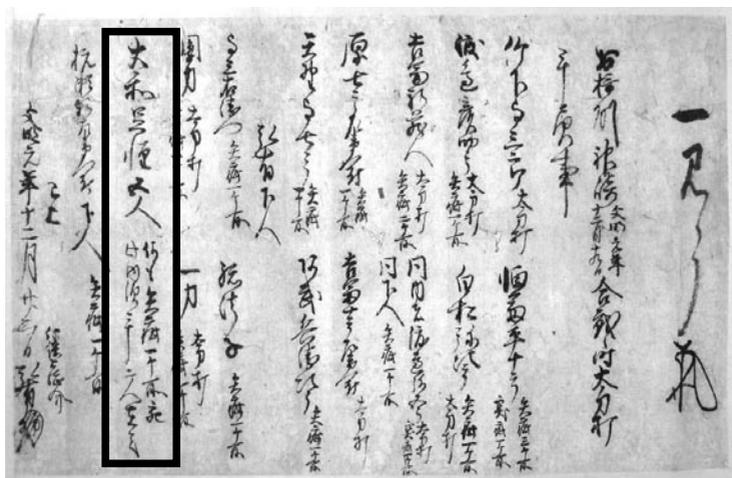


- * 学校教員を対象にした「授業で使える文書館活用講座」（写真、毎年8月に実施）においては、アーカイブズガイドで取り上げた資料を手に取りながら、学校教育現場での具体的な活用方法について意見交換を行っています。
- * この講座は毎年5月に募集を開始します。県内の先生方は、ふるってご応募下さい。

章	節	項	38～40号	41号	
1 古代までの日本	1-1 文明のおこりと日本の成り立ち	1-1-1 世界の古代文明と宗教のおこり			
		1-1-2 日本列島の誕生と縄文文化			
		1-1-3 弥生文化と邪馬台国			
		1-1-4 大王の時代	1・76		
	1-2 古代国家の歩みと東アジア世界	1-2-1 聖徳太子の政治改革			
		1-2-2 大化の改新			
		1-2-3 律令国家の成立と平城京			
		1-2-4 奈良時代の人々の暮らし			
		1-2-5 天平文化			
		1-2-6 平安京と東アジアの変化			
1-2-7 摂関政治と文化の国風化		77			
2 中世の日本	2-1 武士の台頭と鎌倉幕府	2-1-1 武士の成長			
		2-1-2 武家政権の成立	2・78		
		2-1-3 武士と民衆の生活	46		
		2-1-4 鎌倉時代の文化と宗教	79		
	2-2 東アジア世界とのかかわりと社会の変動	2-2-1 モンゴルの襲来と日本	3		
		2-2-2 南北朝の動乱と室町幕府	4・80		
		2-2-3 東アジアとの交流	5		
		2-2-4 産業の発達と民衆の生活			
		2-2-5 応仁の乱と戦国大名	6・47	103	
		2-2-6 室町文化とその広がり	81		
3 近世の日本	3-1 ヨーロッパ人との出会いと全国統一	3-1-1 キリスト教世界とルネサンス			
		3-1-2 ヨーロッパと外の世界			
		3-1-3 ヨーロッパ人との出会い	7		
		3-1-4 織田信長・豊臣秀吉による統一事業	8		
		3-1-5 兵農分離と朝鮮侵略	9		
		3-1-6 桃山文化	10		
	3-2 江戸幕府の成立と鎖国	3-2-1 江戸幕府の成立と支配のしくみ	11・48		
		3-2-2 ささまざまな身分と暮らし	12・49・82		
		3-2-3 貿易の振興から鎖国へ	13・50		
		3-2-4 鎖国下の対外関係	14・51		
	3-3 産業の発達と幕府政治の動き	3-3-1 農業や諸産業の発達	15・52・83		
		3-3-2 都市の繁栄と元禄文化	16・17・84		
		3-3-3 享保の改革と社会の変化	18		
		3-3-4 田沼の政治と寛政の改革	19・20・21・85		
		3-3-5 新しい学問と化政文化	22・23・53・86～89		
3-3-6 外国船の出現と天保の改革		24・90・91			
4-1 欧米の進出と日本の開国	4-1-1 近代革命の時代				
	4-1-2 産業革命と欧米諸国				
	4-1-3 ヨーロッパのアジア侵略	25			
	4-1-4 開国と不平等条約	26・27			
	4-1-5 江戸幕府の滅亡	28・29・54・92			

章	節	項	38～40号	41号
4 開国と近代日本の歩み	4-2 明治維新	4-2-1 新政府の成立	30・55・93・94	
		4-2-2 明治維新の三大改革	31・32・56	104
		4-2-3 世界とつながる日本と文明開化	57	105・106
		4-2-4 岩倉使節団と殖産興業	33・34・58	107
		4-2-5 近代的な国際関係		108・109
		4-2-6 自由民権運動の高まり	35・59	110
		4-2-7 立憲国家の成立	60	111～114
	4-3 日清・日露戦争と近代産業	4-3-1 欧米列強の侵略と条約改正	95	115
		4-3-2 日清戦争	61・62・96	116
		4-3-3 日露戦争	63・64	
		4-3-4 韓国と中国	65・97	
		4-3-5 産業革命の進展	36	
		4-3-6 近代文化の形成	37・38	117
	5 二度の世界大戦と日本	5-1 第一次世界大戦と日本	5-1-1 第一次世界大戦	66
5-1-2 ロシア革命				
5-1-3 国際協調の高まり				
5-1-4 アジアの民族運動			98	
5-1-5 大正デモクラシーと政党内閣の成立			67・99	
5-1-6 広がる社会運動と普通選挙の実現			68	
5-1-7 新しい文化と生活			69・100	119
5-2 世界恐慌と日本の中国侵略		5-2-1 世界恐慌とブロック経済		
		5-2-2 欧米の情勢と日本	101	
		5-2-3 日本の中国侵略	39・70	120
		5-2-4 日中全面戦争	40・102	
5-3 第二次世界大戦と日本		5-3-1 第二次世界大戦の始まり		
		5-3-2 太平洋戦争の開始	41・42	
		5-3-3 戦時下の人々	43・71	121・122
	5-3-4 戦争の終結	44・72		
6 現代の日本と世界	6-1 戦後日本の発展と国際社会	6-1-1 占領下の日本	45	
		6-1-2 民主化と日本国憲法	73・74	
		6-1-3 冷戦の開始と植民地の解放		123
		6-1-4 独立の回復と55年体制		
		6-1-5 緊張緩和と日本外交		
		6-1-6 日本の高度経済成長	75	124
	6-2 新たな時代の日本と世界	6-2-1 冷戦後の国際社会		
		6-2-2 変化の中の日本		
		6-2-3 よりよい未来に向けて		

No.103 応仁の乱（足軽の活躍）



* 三浦家文書甲3 (67)「仁保弘有合戦手負注文」

左の囲み部分は「大和足軽五人 何も矢疵一ヶ所宛， 此内深手二人在之」

【解説】

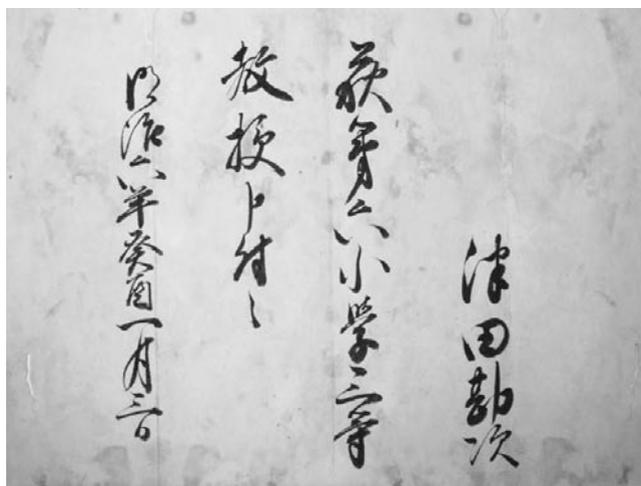
応仁の乱（1467～77）は、有力守護大名の家督争いと将軍の後継者争いが結びついて起こった内乱です。各地の有力武将が東軍と西軍とに分かれ、両軍あわせて約27万人といわれる兵力で11年間、京都を中心に東国と九州を除く全国各地で戦いました。この戦乱には、足軽という傭兵が動員されました。彼らは軽装で機動力に富み、集団で戦って、略奪・狼藉も働きました。

写真は、周防・長門・豊前・筑前の四か国の守護大内政弘が西軍方として応仁の乱に参戦した際に、配下の仁保弘有という武士が報告した文書です。摂津国神崎（現在の兵庫県尼崎市）合戦における負傷者の名前や負傷の種類と数が記してあり、その中に仁保氏に雇われた「大和足軽」（大和国の足軽）がいたことがわかります。彼らの内5人が全員矢疵を一か所ずつ負い、その内の2人は重症でした。なお、大内政弘が文書の右端に「一見了（いっけんおわんぬ）」という語句と花押（かおう＝サイン）を書いて、報告の趣旨を認定しています。

* 仁保氏（平子氏・三浦氏）は、周防国仁保荘（現在の山口市）を本拠とする武士です（No.2「鎌倉幕府の始まり」参照）。

* 三浦家文書には、応仁の乱に関する文書がまとまって含まれています（No.6「応仁の乱」参照）。

No.104 学制の公布（小学校の開設）



萩第六小学三等
津田勘次
教授申付候
明治六年癸酉一月三日

* 津田家文書（千葉県）675「辞令 萩第六小学三等教授」

【解説】

明治政府は国民皆学をめざし、1872（明治5）年8月、学制を公布しました。これを受けて、山口県では、直ちに県庁庶務課に学務係（明治8年に学務課）が置かれ、県内各地の状況が調査されました。10月に「学諭」を布達して小学校開設の趣旨を県民に説き、また「中小学章程」により学区を定め、県内を山口、萩、岩国、豊浦の4中学区と、20部・103小学区とに分けました。さらに、各部に学区取締を1名ずつ置き、学校の設置や就学の督励など開校に向けての準備にあたらせました。

写真は1873（明治6）年1月3日付で津田勘次を萩第六小学三等教授に任じた辞令です。萩第六小学（椿町小学校。現、萩市立椿西小学校）は、学制公布を受けて直ちに開設された小学校の一つで、校舎は民家を使用していました。太陽暦の採用により明治5年12月3日が明治6年1月1日とされたので、10月に県が学校開設を進めてから、わずか2か月足らずでの、あわただしい開校でした。

* 当館には、学制公布後県民に示された「学諭」（戦前A教育68）、「中小学章程」（同69）、「小学教則」（志道家文書92）などが残されています。

No.107 閣龍（コロンブス）世界博覧会（万国博覧会）



* 毛利家文庫 58 絵図 1148 「閣龍世界博覧会之図」

【解説】

万国博覧会は 1851（嘉永 4）年、ロンドンではじめて開催され、その後、西ヨーロッパ各国でたびたび開かれました。万博には、最先端の工業製品をはじめ、諸外国の物産が出品されたことから、万博は「西洋各国の物産に触れ、機械技術を伝習する場」、また「日本製品を紹介し、諸外国へ売り込む場」と認識され、日本も積極的に参加しました。

1893（明治 26）年のシカゴ万博（閣龍世界博覧会）は、コロンブスの大陸到達 400 年を記念して開催され、市内と会場を結ぶ高架鉄道や大観覧車が観客を喜ばせました。日本も平安時代から江戸時代の建築様式をミックスさせた日本館（鳳凰殿）を建設した他、工芸館、農業館、運輸館など多くのパビリオンに出品しました。

「婦人館」への出品も好評で、「日本婦人書斎及び居間付属家具装備品」と「日本婦人ノ服装・楽器」が「日本婦人ノ優美典雅ナル生活状況ヲ視知セシムル」ものと評価され、また美術品としての価値も高かったため、博覧会事務局から賞状とメダルが授与されました。写真はそのメダルです。あて名が「Princess Mori（プリンセス・モウリ）」になっていますが、これは旧藩主毛利元徳の妻、毛利安子のことで、彼女が閣龍世界博覧会日本婦人委員会委員長として、出品に尽力したことによるものでした。

* 梶山家文書 1942「臨時博覧会事務局報告」・同 1950「臨時博覧会事務局報告附属図」はシカゴ万博の報告書で、会場図や各パビリオンの写真などを収録しています。

No.108 征韓論（佐田白茅と横山安武）

* 毛利家文庫 75 維新記事雑録 204「征韓論の嚆矢」のうち、佐田白茅が横山安武（正太郎）の諫死とその影響について述べた部分。

【解説】

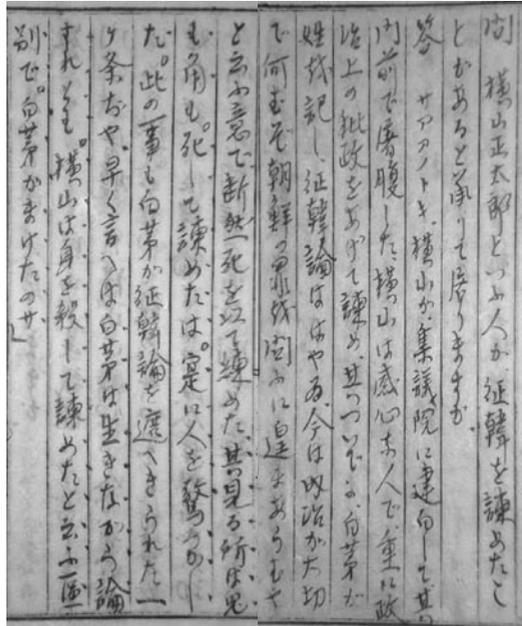
明治新政府の対朝鮮外交は、従来通りの交際を求める国書の受け取りを朝鮮側が拒否したことから紛糾していました。国交樹立の予備交渉にあたった外務省の佐田白茅（はくぼう）は、1870（明治3）年4月に帰国すると政府に征韓を主張する報告書を提出し、武力をもって朝鮮を開国させる必要性を諸方面に説きました。

一方で、薩摩の横山安武（正太郎）のように、新政府の腐敗と内治優先を説き、征韓論への反対を政府に建言して割腹するという壮烈な死を選んだ人もありました（安武はのちの初代文部大臣・森有礼の実兄）。

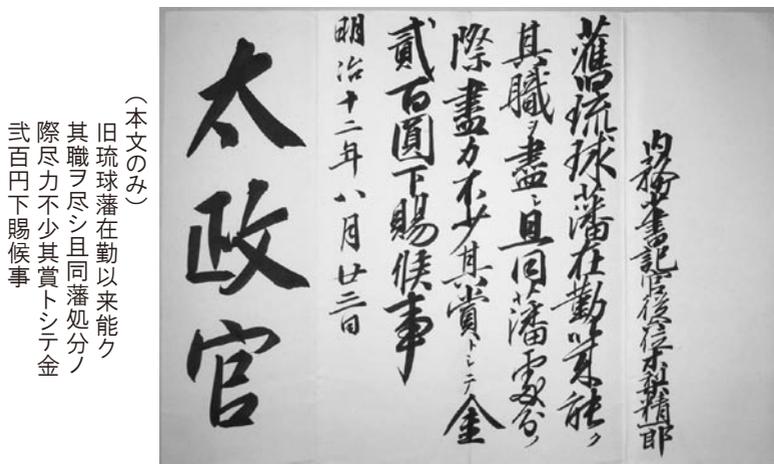
排日の風を強める朝鮮に対し、1873（明治6）年8月、当時留守政府の首脳であった西郷隆盛・板垣退助らは西郷の遣韓を決めましたが、9月に帰国した遣欧使節団の岩倉具視・木戸孝允・大久保利通らは時期尚早として反対し、大論争の結果、征韓論は退けられました。その結果、西郷や板垣、江藤新平、後藤象二郎らは一斉に下野し（明治六年の政変）、のちの不平士族の反乱や自由民権運動の起点となりました。

上の資料は、佐田白茅への聞き取りを速記した毛利家史談会の記録で、白茅が征韓論を唱えるに至った経緯や横山正太郎の諫死の影響、西郷と大久保の激論の様子とその結果などが述懐されています。

* 征韓に反対した横山正太郎の建言（写）は、「鹿児島藩横山正太郎建言」（毛利家文庫 75 維新記事雑録 392）で見ることができます。



No.109 琉球処分



* 木梨家文書 73「褒賞（琉球藩処分尽力ニ付金貳百円下賜）」

【解説】

近世の琉球王国は、①薩摩藩を管理者として幕藩体制の中に位置づけられていた、②清国と外交・貿易関係をもち、国王は皇帝の冊封を受けていた、③独自の王国体制で領内を運営していた、等において特異な存在であり、いわば「日本の中の異国」的な存在でした。

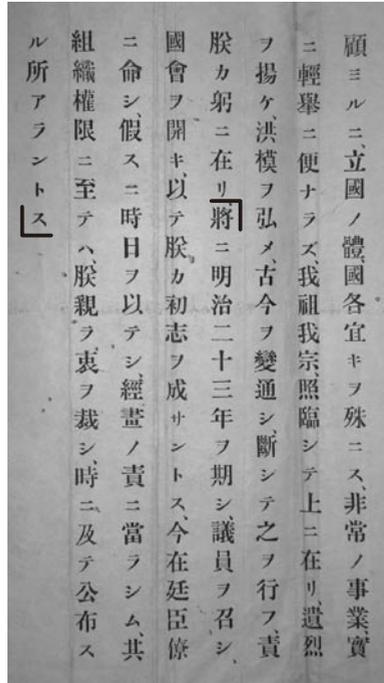
「琉球処分」は、琉球から清国への朝貢関係などを断絶させ、一つの県として日本に統合するために明治政府が行なった、1872（明治5）年の琉球藩設置から1879（明治12）年の沖縄県設置までの一連の施策をいいます。

上の資料は、琉球処分に深く関わった木梨精一郎の功績に対する褒賞状です。木梨は1876（明治9）年、琉球の清国への臣礼の謝絶を、太政大臣三条実美の命令書により正式に命じた人物です。

琉球の藩吏らは陳情や嘆願を重ねて反対しましたが、1879（明治12）年3月、政府は警官や軍隊を伴って廃藩置県を令達しました。そのときの沖縄県令心得もまた、木梨精一郎でした。首里城を明け渡した旧藩王の尚泰は琉球を離れ、東京住居を命じられました。

* 木梨家文書には、上記に関連して、精一郎の琉球藩在勤の辞令（1876年、同63）、沖縄県令心得事務取扱の辞令（1879年、同71）等があります。「心得」とは、下級の者が一時的に上級の者の職務をつかさどる場合の名称です。のち精一郎は貴族院議員等を歴任し、1896（明治29）年に男爵となりました。

No.110 国会開設の勅諭



(四行目から)

將(まさ) 二明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、
 国会ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス、今在廷臣
 僚(しんりょう、多くの役人)ニ命シ、仮ス(仮に
 与える)ニ時日ヲ以テシ、経画(計画)ノ責ニ當リ
 シム、其組織権限ニ至テハ、朕親(みづか)ラ衷(ち
 ゆう)ヲ裁シ、時ニ及テ公布スル所アラントス」
 * 県史編纂所史料1929「国会開設言明の勅諭」
 の国会開設、欽定を述べた部分

【解説】

1880(明治13)年に大阪で国会期成同盟が発足すると、憲法論議も高まりをみせ、各地で私擬憲法が作られるなど、自由民権運動は新たな段階に入りました。

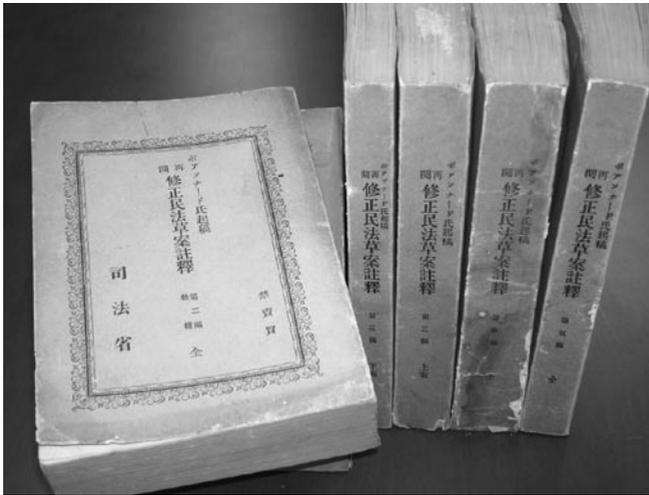
政府内でも、イギリス流の議院内閣制にもとづく憲法の制定と国会の早期開設を主張する大隈重信と、ドイツ流の君主大権をのこした憲法を範とし、立憲政体の整備は漸進的に進めるべきだとする伊藤博文が対立しました。

翌年、開拓使官有物払下げ事件が明るみに出ると、伊藤らは大隈を政府から追放するとともに(明治十四年の政変)、10年後に国会を開設することを約束して政府批判の鎮静化をはかろうとしました。

「国会開設の勅諭」(写真上)は、明治天皇が、①1890(明治23)年を期して議員を召して国会を開設すること、②その組織や権限は自ら定めて公布する(欽定憲法)こと等を表明したものです。

この勅諭により、政府は政局の主導権を取り戻しましたが、一方で自由民権運動は国会に向けた政党の結成に向かいました。

No.111 ボアソナードと民法典論争



* 梶山家文書 1956～1961「ボアソナード氏起稿再閲 修正民法草案註釈」（第2編上・下，第3編上・下，第4編・第5編）。ボアソナードの民法は5編からなりますが，特に日本固有の慣習を考慮する必要のある親族法・相続法の部分は，日本人の委員によって起草されました。上の資料に「第1編」（親族法の部分）がないのはそのためです。

【解説】

ボアソナードはフランスの法学者で，1873（明治6）年，いわゆる「お雇い外国人」の一人として明治政府に招かれました。政府は不平等条約改正のためにも近代的な法典の整備を急ぎ，彼の起草した最初の刑法・治罪法（刑事訴訟法）は1882（明治15）年から施行されました。

次いで彼は一般社会の基本的ルールである民法を起草しました。彼の民法は1890（明治23）年に公布されましたが，その施行を前に，国情に合わないとの批判や大論争がまきおこり（民法典論争），結局施行されないまま不採用とされ，家制度を中心とする新たな民法（明治民法）が1898（明治31）年から施行されました。写真は，その日の目を見なかったボアソナードの民法の注釈書です。

彼は「日本近代法の父」ともよばれ，教育者としても多くの法律家を育てました。また1887（明治20）年には，井上馨の条約改正案での外国人判事の任用に反対して明治政府に有益な助言をするなど，重要な役割を果たしました。

No.112 地方制度の整備（地方自治体としての郡）



- * 劔持家文書 605「劔持勝之ほか都濃郡会集合写真」
- * 1911（明治44）年3月の通常郡会開催中に郡会の門前で撮られたものです。都濃郡役所の吏員であった劔持勝之は郡書記として郡会にも出席しました。都濃郡役所は徳山村字馬場（現、周南市立德山小学校のあたり）にありました。

【解説】

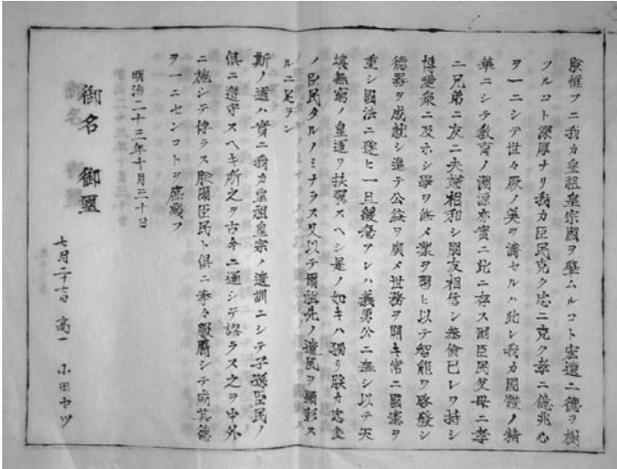
1878（明治11）年に公布された、いわゆる三新法では、地方にも議会（府県会・町村会）がおかれまして、地方議会は豪農層の政治活動の場になり、国会開設に向けた自由民権運動を主導しました。

やがて憲法発布や国会開設など立憲体制の整備の中で、地方制度も三新法に基づく自治から、中央政府の統制による自治を目指す市制・町村制（1888年）、府県制・郡制（1890年）が相次いで定められました。

そこでは、県と町村のあいだの「郡」にも、官選の郡長とともに大地主層を中心とする議会（郡会・郡参事会）がおかれ、郡有財産をもつなど、郡は地方自治体としての性格をもっていました。しかし、1926（大正15）年には自治が廃され、再び元の行政区画としての郡に戻りました。

- * 郡会の関連資料は市原家、小田家（柳井市金屋）、志道家、杉山家（山口市）、土山家、伯野家、山内家（秋穂町）、米光家などにもあります。
- * 郡の行政体としての「郡役所」は、三新法以来1926（大正15）年まで存続しました。当館には県内の「郡役所文書」963点があるほか、関連資料が『山口県文書館蔵 行政文書目録5 - 郡役所文書 -』にまとめられています。

No.113 教育勅語



- * 小田家文書（山口市下小鯖）184「教育勅語 戊申詔書写」
- * 高等小学校 1年の小田セツが書写した教育勅語。学校の課題だったのでしょうか。また、同綴に戊申詔書も書写してあります。戊申詔書は日露戦争後、国民に勤儉節約と国体尊重を徹底する目的で1908（明治41）年10月に発布された詔書で、教育勅語とともに明治期に出された国民教化の二大詔勅とされます。

【解説】

大日本帝国憲法の発布の翌1890（明治23）年には教育勅語（教育ニ関スル勅語）が出され、当時における教育の根本方針と国民の道徳の大綱が示されました。全国の学校に配布され、学校儀式などで奉読されるとともに、児童・生徒には勅語の暗記なども課せられました。

教育勅語には、親孝行、学問の大切さ、遵法精神、国家への忠誠など12の徳目が明記され、帝国憲法にいう「臣民」の形成に大きな役割を果たしました。

昭和に入り、十五年戦争時には極端に神聖化されたことから、敗戦後の改革により、1946（昭和21）年に奉読と神格的取扱いが禁止され、1948（昭和23）年には衆参両院で失効確認の決議がなされました。

- * 山田家文書（徳山市）412「教育勅語・戊申詔書」



No.114 初期議会と条約改正

- * 梶山家文書 319「第五帝国議会報告及意見書」
- * 山口県豊浦郡小串出身の衆議院議員、大岡育造が第五議会解散後、その報告をし、自分の意見を述べたもの。「条約励行建議案」は説明も許されず10日間の停会、再開後も陸奥外相が演説したのみで停会、翌日には議会は解散させられました。

【解説】

国会が開設された当初の、民党（今でいう野党）が優勢な第一～第六帝国議会を、初期議会といいます。

第二次伊藤博文内閣は元勳内閣ともよばれる重厚な布陣でしたが、それでも第五・第六議会（1893〔明治26〕年・94年）は民党の分裂もあり、条約改正問題等をめぐり混乱を極めました。

この資料で、大岡は井上馨以来の政府による条約改正への経緯と国際情勢を述べた上で、いわゆる「現行条約励行運動」（外国人の日本国内における活動や生活を制約しつつ条約改正を行い、平等条約を実現しようとする反政府運動）への賛意を述べています。

外国を刺激することを恐れた伊藤は、両議会を相次いで解散しました。

日英通商航海条約の締結により領事裁判権が撤廃され、諸外国と対等な地位が実現したのは、日清戦争開戦の2週間前の1894（明治27）年7月16日でした。開戦をうけて広島で開かれた第七議会は、満場一致で戦費予算を承認し、内閣と議会の全面対決は終わりました。

- * 初期議会の関連資料に、衆議院議員だった吉富簡一による「第六議会報告書」（武永家文書 184）があります。

條約厲行建議案及條約改正ノ事

第五議會ニ於テ官紀振肅ノ上奏ヲ終リ次テ出テタル大問題ハ條約厲行建議案ナリ此建議案ハ提出者僅ニ演壇ニ上リタルノミニテ直チ二十日間ノ停會ヲ命ゼラレ漸ク停會滿期ノ日ニ至ルヤ陸奥外務大臣ノ演説アリタルノミニテ再度十四日間ノ停會ヲ命ゼラレタリ而シテ其翌日ニ至リ議會ハ終ニ解散ヲ命ゼラル、ニ至レリ故ニ條約厲行問題ニ對シテハ提出者モ全ク其意見ヲ述フルニ至ラズ獨リ充分ノ演説ヲ爲シテ不評判ヲ買ヒタルモノハ陸奥外務大臣ノミ

No.115 大津事件（条約改正）

- * 毛利家文庫 75 維新記事雑録 20「大津事変（伊藤博文）」
- * 雑誌「改造」10 卷 1 号（昭和 3 年 1 月）に載せられた、大津事件についての伊藤博文の手記で、「事変突発と共に、朝野は愕然として色を失ひ、…」と記されている。

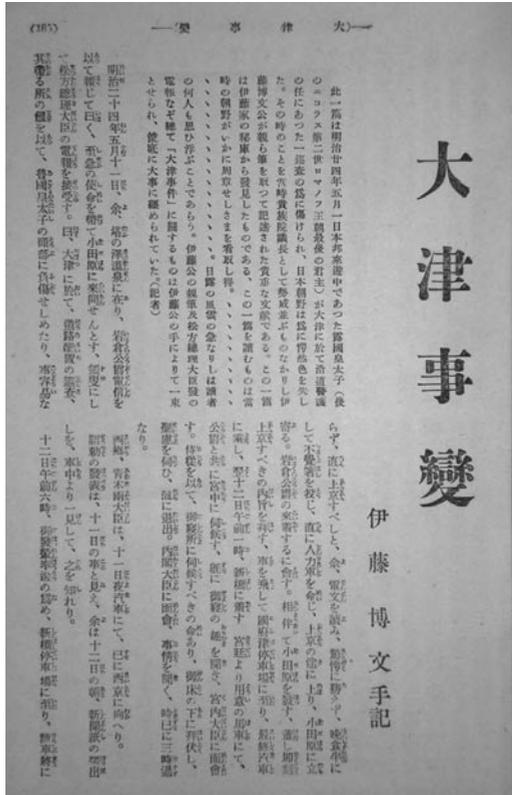
【解説】

条約改正への努力は、岩倉使節団を先駆けとして、寺島宗則・井上馨・大隈重信らによって進められましたが、井上の欧化政策や外国人判事の任用問題等で何度も頓挫し、1889（明治 22）年には大隈が国家主義団体員に襲撃されるという事件もあって、なかなか進展しませんでした。

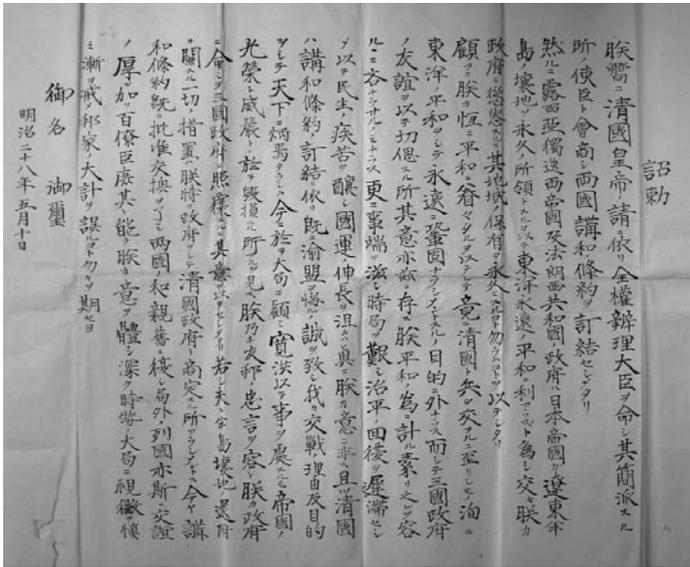
1891（明治 24）年にはイギリスが改正に応じる意向を示し、外相青木周蔵が交渉を進めましたが、調印直前に、来日中のロシア皇太子ニコライ（のちのニコライ二世）が日本の巡査に襲撃されるという事件（大津事件）で引責辞任し、またも交渉は中止されました。

青木周蔵は山口県厚狭郡生田村（現、山陽小野田市植生）に生まれ、萩藩医だった青木周弼の養子となりましたが、医の道を捨てて外交の道に進みました。1894（明治 27）年の日英通商航海条約では、駐英公使として陸奥宗光外務大臣とともに領事裁判権の撤廃に成功しました。

- * 国立国会図書館憲政資料室に「青木周蔵関係文書」がありますが、当館にも、周蔵が日野宗春にあてた書簡 4 通（日野家文書 108）など、幕末から明治にかけての数通の書簡類が残っています。



No.116 三国干涉（遼東半島還付の詔勅）



* 藤本家文書 735 「詔勅（遼東半島還付に関する）」

【解説】

日清戦争は日本の勝利に終わり、1895（明治28）年4月17日に下関条約が結ばれましたが、その直後、この講和条約で日本が清国から割譲された遼東半島をめぐる、ロシア・ドイツ・フランスは極東の平和を名目として返還を要求しました（三国干涉）。

賠償金と引き替えに勧告を受諾した政府に対して、世論は激しく反発しました。上の詔勅は、5月10日付で、天皇が国民に対して三国干涉受諾の趣旨を説いたものです。

「大局ニ顧ミ、寛洪（かんこう＝寛大さ）以テ事ヲ処スルモ、帝国ノ光荣ト威厳トニ於テ、毀損スル所アルヲ見ズ」

この後、日本は「臥薪嘗胆」をスローガンにロシアへの敵意を強め、軍拡を進めました。一方、列国は中国の分割支配に本格的に乗り出すことになりました。

* 同じ藤本家文書 734「詔勅（清国ト講和後二関スル詔勅、4月21日付）があります。こちらは下関条約を締結したことに関し、天皇は国民に、「勝に狂（な）れて自ら驕り、漫（みだり）に他を侮り、信を友邦に失うが如きは、朕が断じて取らざる所なり。乃ち、清国に至っては、講和条約、批准交換の後は、其の交友を復し、以って善鄰の誼（よしみ）、愈々（いよいよ）敦厚なるを期すべし」としています。

No.117 「国民之友」と「日本及日本人」（徳富蘇峰と三宅雪嶺）

- * 中尾家文書（宇部市）5「国民之友付録（年中行事）」
- * 「国民之友」第243号（明治28年1月）付録の、年中行事の冊子です。表紙には、「国民之友」「国民新聞」「家庭雑誌」（いずれも民友社による刊行）を読む家族が描かれています。
- * 当館には河田家文書に徳富蘇峰の書翰が数通あるほか、著作物も橋本正文庫等にありまます。

【解説】

徳富蘇峰は1887（明治20）年に民友社を設立して総合雑誌「国民之友」を創刊し、平民主義を唱えました。

また1890（明治23）年には「国民新聞」を創刊するなど、明治中期から近代の代表的言論人として活躍しましたが、日清戦争後は国家主義の立場を鮮明にし、藩閥や軍部と密接な関係を結んだため、日露講和に反対する日比谷焼き打ち事件では社屋が焼き打ちにあいました。

一方、三宅雪嶺は1888（明治21）年に志賀重昂らと政教社を創設して「日本人」（のち「日本及日本人」）を発行、国粹保存主義を主張しました。欧米文化が激しく流入する時代状況のなかで、東洋や日本の固

有の価値を正當に評価する、有力なオピニオン・リーダーの一人でした。



* 吉田樟堂文庫 2217(左) 及び雑誌文庫の「日本及日本人」

* 左は1908年、右は1926年の刊行ですが、三宅雪嶺は1923年には政教社を去っています。



No.118 第一次世界大戦ポスター



SEND THE EAGLE'S ANSWER
MORE SHIPS
UNITED STATES SHIPPING BOARD • EMERGENCY FLEET CORPORATION



* 梶山家文書
1805-4・6・11
「世界大戦ポスター
-絵はがき」

【解説】

第一次世界大戦は、ヨーロッパ各国が、国民と経済、科学技術や資源を総動員する戦いとなりました。戦争を遂行するためには、国民の戦意を高揚し、より多くの兵士や軍事公債を募集する必要がありました。

その手段として、それまで主に商用として使われていたポスターが効果的に用いられました。写真はこれらのポスターを絵はがきにしましたものです。

写真左上はイギリスの兵士募集のポスターで、見る人を指差しながら、「この中にいないのは誰だ。お前か。」と迫っています。

写真右上はフランスのポスターで、「フランスのために、あなたの黄金を提供してください。黄金は勝利のために戦います。」と軍事公債の購入を呼びかけています。

写真下は、ドイツ軍による無制限潜水艦作戦を受け、途中から参戦したアメリカのポスターで、「アメリカの答を送ってやれ。答えとは、より多くの船のことだ。」と人々の戦意を高揚しています。

* 朝日新聞社は、1921(大正10)年、大戦中に各国で描かれたポスターを集めた「大戦ポスター展覧会」を東京と大阪で開催しました。県立山口図書館では、この展覧会をもとに編集された「大戦ポスター集」(1921年、朝日新聞社)を所蔵しています。

No.119 関東大震災

- * 内藤家文書（下松市）584「関東大震災記」（上）
- * 武永家文書 922「関東震災全地域鳥瞰図絵」（下）

【解説】

1923（大正12）年9月1日に起こった関東大震災により、東京・横浜を中心とする地域は壊滅状態になりました。

この震災は様々なメディアにより記録され、全国に伝えられました。写真上は、震災1カ月後に朝日新聞社から出版された「関東大震災記」で、被害直後の様子が伝えられています。

写真下は震災1年後の大阪毎日新聞の付録で、鳥瞰図画家吉田初三郎による被災地の鳥瞰図の裏に、震災後1年の時点での復興の様子が記されています。

これにより、震災前後

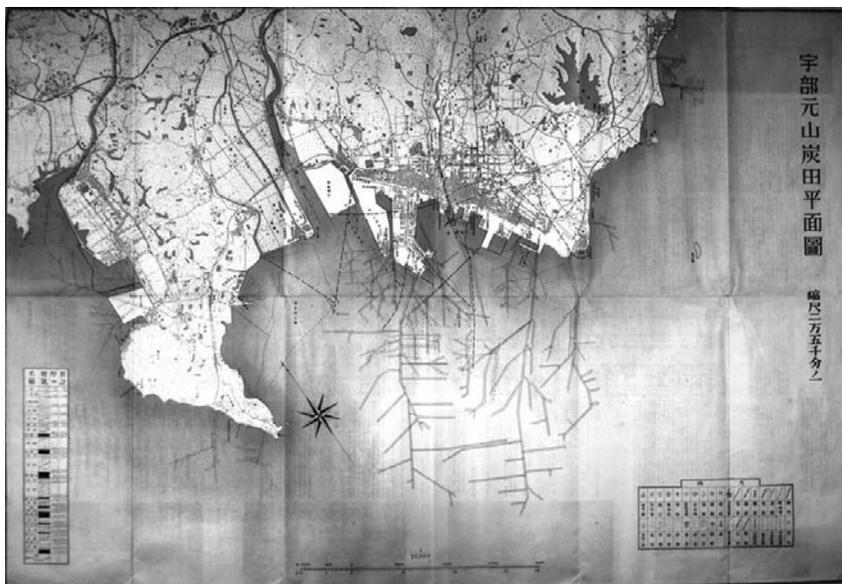
における世帯数・人口数の増減、交通通信網・水道・ガス・電灯の復旧、学校の再開の様子などがわかります。



* この他、絵葉書などの形でも被害の状況が伝えられました（梶山家文書 1810-1～6「関東大震災・日本未曾有災害実況はがき」、月輪寺文書 212-52～54「関東大震災絵はがき」）。

* 行政文書 戦前 A 総務 1559「震災救護事務」は震災援護事務の記録で、山口県から被災地への援助の様子を窺うことができます。

No.120 重化学工業の発達（海底炭坑の伸長）



* 地図昭和 14-6「宇部元山炭田平面図」

【解説】

1931（昭和 6）年の満州事変以後、政府の保護と軍需の拡大により重化学工業が発達し、石炭鉱業が活況を帯びていきました。

写真は 1939（昭和 14）年の宇部元山（もとやま）炭田の地図です。宇部地域の炭鉱は、陸上部から海底部に傾斜する炭層にむけて開発され、大規模な海底炭坑として発展して行きました。クモの巣を張り巡らせたように見えるのが海底炭坑で、沖に向かって坑道が伸長している様子が見て取れます。

しかし、海底に延びる炭鉱は危険と隣り合わせで、海水の浸入による犠牲者を数多く出しました。

当館には、この他、1923（大正 12）年、1928（昭和 3）年、1935（昭和 10）年の宇部元山炭田の地図があります。

* この資料の裏面は「宇部鉱業案内」（写真右）で、宇部の炭鉱の歴史と現状が紹介されています。



No.121 金属製品の供出

* 土山家文書 575 「家庭の鉄と銅を御国のために役立てましょう」

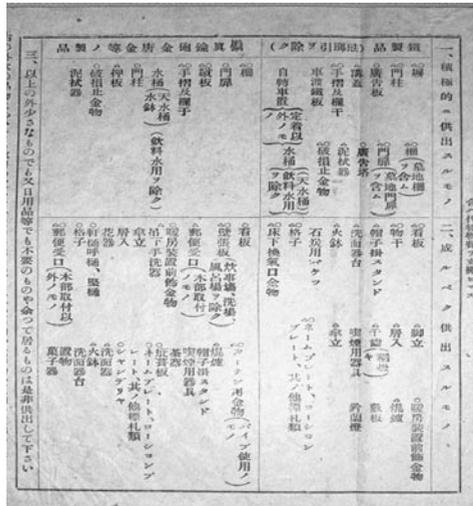
【解説】
戦争末期、金属の不足を補うために家庭から金属製品が供出されました。

写真は、山口県並びに財団法人戦時物資活用協会から出された、鉄や銅など家庭の金属製品の供出を呼びかけたチラシです。「家庭の鉄と銅を御国の為に役立てませう」「いざ金属は御国へ!!」「鉄と銅 今ぞ出す時、活す時」などの言葉が並んでいます。

写真下は供出する金属製品の具体的な例で、積極的に供出するものと、なるべく供出するものとに分けて書かれています。戦争が進むにつれ、これらの金属製品が日常生活から消えていきました。

供出された金属は公定価格で買い取られ、市町村役場を通じて代金が支払われました。また、取り外しに費用がかかるものや代替物が必要なものについても、別途申し込めば手配を受けることができました。

* 「金属回収物件受領控書」(内田家文書(防府市)413)、「金属回収物件受領書」(同 414)は各戸から供出された金属の重量の集計表です。



No.122 山野草の活用

ワラビ製品の成分を表示すれば次の如くである。(一〇〇分中)

新ワラビ湯煮品	開葉ワラビ(先)湯煮	鹽漬ワラビ鹽出後	干ワラビ(湯煮)岩手	同 秋田	同 青森	同 福島
水分	五五	六六	一五・五	九五	一三八	二一
蛋白質	一一	一九	二・六	二・九	二・六	一・八
脂肪	〇・二	〇・五	〇・一	二・二	二・四	一・六
可溶無 窒素物	三・〇	四・八	三・六	五・五	四・二	五・四
纖維	〇・四	〇・六	〇・七	九・一	一一・四	六・八
含水 炭素	二・五	四・〇	二・五	四・三	四・〇	三・七
灰分	〇・三	〇・四	〇・二	四・五	五・七	五・〇
百瓦中	二・六	二・七	二・六	二・九	二・九	二・八



* 行政資料 40 各
団 31「山野未利
用資源の食糧化」

【解説】

戦争が長期化する中、軍需品の生産が優先される一方で食料をはじめとする生活必需品の生産はとどこおり、十分な量の配給が行われませんでした。写真は、戦争最末期の1945（昭和20）年5月に山口県戦時食料協会が発行した冊子で、食料不足を補うために、食用可能な山野草の活用を呼びかけています。

「山野草を巧く利用し食糧化すれば、全国で米1千万石相当の増産と同様の効果がある」とし、利用可能な山野草として、フキ、ワラビ、ゼンマイ、ヨモギ、タンポポ、ヨメナ、アザミ、ヨブスマサウ、

モミヂガサ（シドケ）、タビラコ（ホトケノザ）、ノゲシ、ギシギシ、スイバ、イタドリ、アカザ、シロザ、ヒユ、アオビユ、スベリヒユ、クワンザウ（ヤブクワンザウ、オニクワンザウ、クワンザウナ、ヤブニンニク）、ギバウシ類、ノビルなどをあげ、それぞれの栄養価や調理方法などを紹介しています。例えば、タンポポについては「春の軟らかいものは勿論のこと、夏秋の二番芽、三番芽とも茹でて、おひたし・和え物・煮物等として風味が宜しい」としています。

* 県立山口図書館所蔵「防長林業第102号」（昭和15年9月発行）の中に「集めよ団栗（ドングリ）！！」の記事があります。小学生に、アルコールやタンニンなどを抽出する原料として、また家畜飼料としてドングリを集めるように呼びかけています。

No.124 大量消費社会の到来



* 行政資料 60 企画 17「消費生活の知恵」・同 60 企画 21・22「消費メモ 合理的な電気と燃料の使い方」・「消費メモ 食品の添加物問題」

【解説】

高度経済成長により、国民の所得は増え、暮らしが便利になりました。1950年代末には白黒テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫が「三種の神器」ともてはやされ、その10年後にはカラーテレビ・自動車・クーラーの3Cが「新三種の神器」となりました。しかし、その一方で、誇大広告・欠陥商品・有害食品・薬害など、消費者の生活をおびやかす問題も起こってきました。そのため1968（昭和43）年、消費者保護基本法が定められました。

写真は、消費生活に関する正しい知識を県民に広めるために山口県が作成したパンフレットです。左の資料では「3C時代の消費者は、自らの3C、すなわち、キャラクター（性格、好み）、キャリア（経済、人生）、キャパシティー（能力）を十分心得て大型消費革命と称される時流に対抗する力を備える必要があります」と、消費者の自覚を促しています。また、右の資料では「合理的な電気と燃料の使い方」「食品の添加物問題」「食料品の選び方買い方」などのテーマがシリーズで取り上げられています。

* 1970（昭和45）年8月、消費生活について正しい知識を広め、苦情や相談に応じる地域拠点として山口県消費生活センターが設置されました。関連する資料として「消費生活センターのしおり」（リーフレット昭和45-1）などがあります。